

一括議決基準

既存住宅団地内の土地における建築物

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域に存する既存住宅団地内の土地において、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請地

別表に掲げる、住宅地の用に供するために造成された団地内にあること。

2 予定建築物

- (1) 用途は、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(第二種低層住居専用地域に建築できる建築物)であること。ただし、申請地に現に存する建築物が同法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外であって、予定建築物の用途が現に存する建築物と同一であるものについてはこの限りでない。
- (2) 規模は、高さ10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。ただし、現に存する建築物の高さが10メートルを超える場合は、その高さを限度とすることができる。

3 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等(見沼土地利用承認を含む。)が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月7日から施行する。(平成15年4月7日 第1回議決)

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年2月25日 第5回議決)

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年10月25日 第2回議決)

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成20年11月18日 第2回議決)

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月18日 第5回議決)

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月17日 第2回議決)

別表

区域図番号	主な地番
1	中央区 鈴谷9丁目182-30
2	〃 鈴谷6丁目145-4
3	西 区 西新井字堤崎前505-4
4	〃 峰岸字南16-2
5	〃 中釘字子の神294-10
6	〃 平方領々家字滝沼948-16
7	〃 高木字根貝戸123-27
8	〃 西大宮2丁目7-1
9	〃 西大宮3丁目53-22
10	〃 宮前町1062-2
11	〃 西遊馬字高木2277-10
12	〃 飯田字裏111-4
13	〃 二ツ宮字田中301-1
14	〃 中野林字袋242-1
15	〃 植田谷本字前通476-3
16	〃 島根字下根切238-2
17	北 区 日進町1丁目476-1
18	大宮区 三橋4丁目75-1
19	〃 三橋4丁目905-6
20	〃 堀の内町3丁目469-2
21	〃 堀の内町1丁目524-2
22	〃 天沼町1丁目621-2
23	見沼区 小深作字半縄718-1
24	〃 宮ヶ谷塔字下綾1275-3
25	〃 上山口新田字大野534-1
26	〃 上山口新田字悪水向463-5
27	〃 御蔵字小松台192-1
28	〃 御蔵字木野下1110-1
29	〃 山字北原20-3
30	〃 染谷3丁目324
31	〃 染谷3丁目512
32	〃 片柳字原山1092-2
33	〃 片柳字平台1469-2
34	岩槻区 鹿室字中宿166-10
35	〃 古ヶ場字白根571-21
36	〃 古ヶ場字白根631-8
37	〃 慈恩寺字山口516-11
38	〃 裏慈恩寺字新房27-2
39	〃 裏慈恩寺字貝塚880-2
40	〃 馬込字四番853-2
41	〃 金重字東109-2
42	〃 本宿字西340-2
43	〃 平林寺字前原262-29
44	〃 岩槻字西原三5342-17
45	〃 柏崎字中組839-4
46	〃 末田字外野1841-1
47	〃 釣上新田字川原581-10